

No	質問項目	質問	回答
1	要項P6 指定管理業務に係る委託料	予期しえない社会情勢が原因で運営費に赤字が出た場合、費用負担区分の協議や、委託費の補填を行うことは考えておられますか。	委託費について、基本協定書(案)第43条に基づく年度協定書において、「委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度協議の上定めるものとする」旨を定めることを想定しております。 また、費用負担区分については募集要項P54のとおりです。
2	要項P6 指定管理業務に係る委託料	「原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補填はありません」と記載されておりますが、どのような事態になった場合が補填の対象となるのかご教示ください。	原則として、収支が赤字になった場合でも県委託料の補てんはありませんが、県委託料の額を変更すべき特別な事情として、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の不足や、エネルギー価格の高騰に伴い、指定管理料を増額した例があります。